

# 家電リサイクルについて



- ①エアコン
- ②テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）
- ③冷蔵庫・冷凍庫
- ④洗濯機・衣類乾燥機

これらは家電リサイクル法の対象商品となっており、処分の方法が通常の粗大ごみと異なります。

## 処分方法

いちばん簡単！！

- 1) 小売業者（家電販売業者）に引き取りを依頼する。

※小売業者によって、収集運搬料金は異なります。

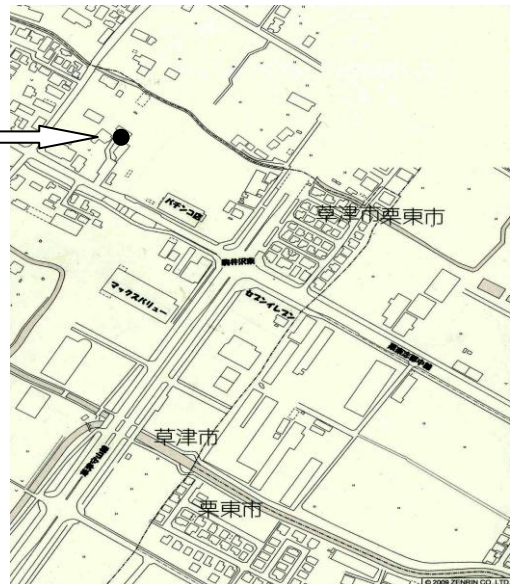
- 2) 指定引取場所に自分で持って行く。

郵便局で家電リサイクル料金を支払い、「家電リサイクル券」を持参し、

株式会社ケイロジ 草津営業所  
駒井沢町 198-1  
Tel 568-3003

まで直接運んでください。

- ※郵便局で支払う際、対象機器のメーカー名などを確認しておいてください。
- ※営業日や営業時間については、直接お問い合わせください。



- 3) 上記の1) 2) ができない場合、草津市役所に収集運搬を依頼する。

郵便局で家電リサイクル料金を支払い、「家電リサイクル券」を受け取った後、草津市役所ごみ減量推進課（粗大ごみ専用ダイヤルTel 561-2300）に依頼してください。家電リサイクル料金とは別に、下記の収集運搬料金分の「粗大ごみ処理券」が必要です。

①エアコン	4,400円/台
②テレビ	3,100円/台
③冷蔵庫・冷凍庫	5,100円/台
④洗濯機・衣類乾燥機	2,100円/台

※収集日は、通常の粗大ごみと同じです。